岩手県告示第685号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成25年8月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 アイティーク
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市常盤台四丁目6番3号
 - ウ 代表者の氏名 小原塁
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-24) 第50263号
 - (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年7月26日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1 項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成25年8月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 盛岡電話工事株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割501番地9
 - ウ 代表者の氏名 立花賢悦
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (特-22) 第4986号
 - (3) 処分の内容 電気通信工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年8月27日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1 項第4号に該当する。